

第1回 向日市上下水道事業懇談会
(水道会計資料)

平成20年1月22日

向日市上下水道部

1 水道事業

私たちが毎日使用している「水」は、生きていくうえで欠かすことができない、もっとも大切な資源です。

水道事業は、私たちの生活基盤を支えるライフラインとして、一時も断水することなく、安全で良質な「水」を安定的に供給していかなければなりません。

なお、水道事業は、原則として市町村が経営しますが、市町村の同意を得た場合に限り、市町村以外の者が水道事業を営むことができることとなっています。

(1) 水道の種類

(平成18年3月31日現在)

種別	内容	事業数	給水人口	
水道事業				
(内 訳)	・ 上水道事業	給水人口が5,000人超の事業	1,602	1億1,779万人
	・ 簡易水道事業	給水人口5,000人以下の水道事業	7,794	579万人
小計		9,396	1億2,358万人	
水道用水供給事業	水道事業者に対し水道用水を供給する事業	102	-	
専用水道	寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの	7,611	55万人	
計		17,109	1億2,412万人	

(厚生労働省ホームページより抜粋)

(2) 水源種別

ダム	ダムの水を水源とする
表流水	河川の水を水源とする種類（京都府営水道）
伏流水	河川の流水が河床の下へ浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水
地下水	地表面下にある水を一般に言う
受 水	用水供給事業者や他の地方公共団体等から水の供給を受ける

(3) 普及率

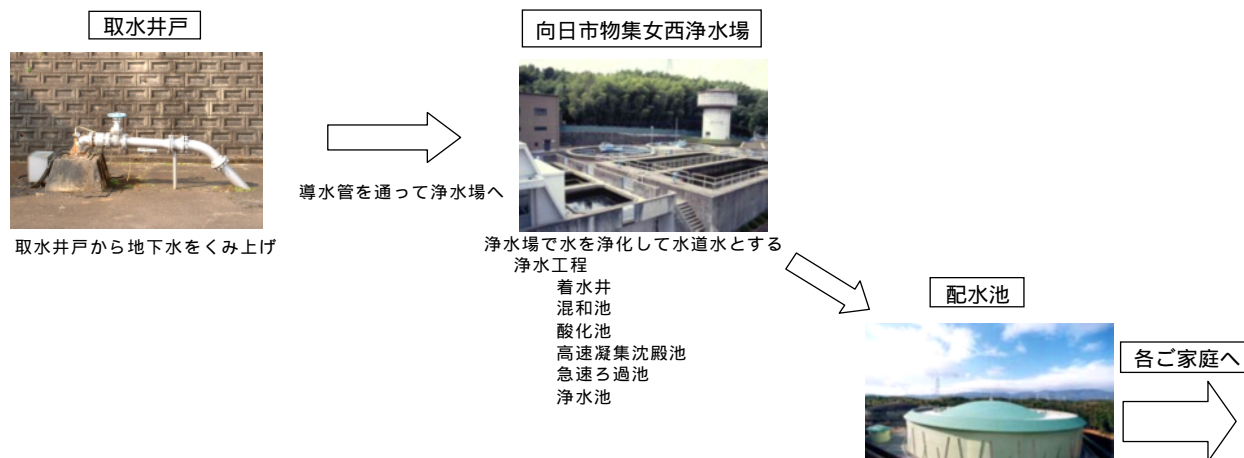
平成 17 年度末の全国的な水道普及率は、97.2%となっています。

(4) 水道料金体系（平成 19 年 4 月 1 日現在）

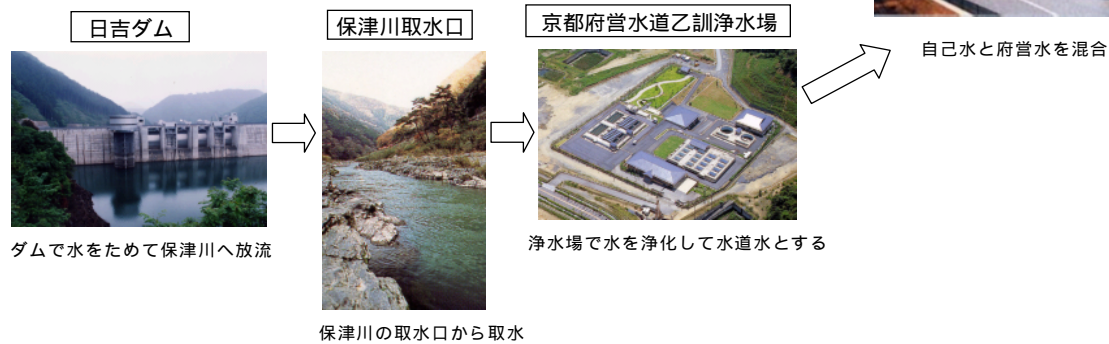
用途別料金	主として使う水の用途や使用実態によって料金を区分するもの。（全体の 37.5%）
口径別料金	基本料金と従量料金からなる二部料金制において、両方部分について各需要者の給水管や水道メータの大小、水需要量の多寡に応じた料金。（全体の 51.5%）
その他の料金	単一料金制など。（全体の 11%）

2 向日市の水道

1 自己水（地下水）



2 京都府営水道（表流水）



3 水質検査

水質検査は、水道水の安全性を確認するために必要不可欠であり、検査が義務付けられている項目以外にも、きめ細かい検査を実施し、その結果は、水道事業ホームページや広報などでお知らせしています。

水道法に定める基準項目検査及び工程管理項目（最大 58 項目）

水道法に定める毎月検査とそれ以外の項目（最大 26 項目）

水道法に定める毎日検査（毎日 5 か所）

自主定期検査（19 項目）

取水井戸の水質検査（31 項目）

水道法に定める水質管理目標設定項目（24 項目）

臨時検査

4 経営

水道事業は、下水道事業や病院事業などと同じく、公共の福祉を増進するための公営事業と位置づけられています。

また、水道事業は、地方財政法のほか、地方公営企業法が適用され、経営のための費用は、経営に伴う収入で賄うという「独立採算制」を原則とするほか、以下の事項が定められています。

(1) 地方公営企業の設置

地方公営企業については、地方公共団体がその設置及びその経営の基本的事項を条例で定めなければならないこととなっています。

(2) 組織

地方公営企業は、地方公共団体の事務として行われますが、企業としての合理的、能率的な経営を確保するため、経営責任者として「管理者」を置くこととされています。

(3) 経費の負担区分

水道事業では、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や充てることが困難な経費は、一般会計等で負担することとなっています。

(4) 会計制度

一般会計や他の特別会計	官庁会計方式	現金主義	単式簿記
水道事業会計	企業会計方式	発生主義	複式簿記

(5) 水道事業会計の予算・決算

水道事業会計では、収益的収支と資本的収支という2つの収支があるほか、一般の会社と同じく、損益計算書や貸借対照表を作成します。

予算

収益的収支	水道料金などの収入と、水道水をつくり、送り届けるための費用
資本的収支	水道施設を新たに建設したり、整備・改良したりするために必要な支出と、その財源となる企業債などの収入

決算

損益計算書 (損益計算)	年度末における企業の経営成績を明らかにします。
貸借対照表 (財産計算)	年度末における企業の財政状態を明らかにします。

5 向日市の水道事業

(1) あゆみ

昭和26年9月	京阪神急行電鉄株(現阪急電鉄株)から住宅専用水道は無償譲渡される
昭和27年1月	簡易水道として認可(公営水道)
昭和30年2月	上水道事業となる
昭和41年3月	第2浄水場(物集女東)竣工(施設能力9,000m ³ /日)
昭和45年2月	第3浄水場(物集女西)竣工(施設能力21,000m ³ /日)
昭和56年2月	第8次拡張事業認可(施設能力36,000m ³ /日)西向日浄水場廃止)
昭和56年7月	水道事業管理者を設置
昭和60年3月	上植野浄水場竣工(施設能力6,000m ³ /日)
平成10年3月	京都府営水道の配分水量決定(12,700m ³ /日)
平成11年3月	物集女新配水池竣工(配水容量10,000m ³)
平成12年10月	京都府営水道の受水を開始(6,350m ³ /日)
平成13年3月	物集女東浄水場廃止
平成19年3月	物集女西浄水場・上植野浄水場を一元化

(2) 京都府営水道の導入と浄水場の一元化

本市では、給水を開始して以来、その水源を地下水に求めてきたため、水位の低下や地盤の沈下が顕著となってきました。

そこで、この地下水を補完する第2の水源として京都府営水道を導入し、水道水源を複数化したことにより、将来にわたる安定給水が可能となりました。

しかし、このことが本市水道事業会計を圧迫することとなったため、現在、可能な限りの経営努力を行っているところですが、その一環として、平成18年度に浄水場の一元化を行いました。

今まで、市区域を「物集女系給水区域」と「上植野系給水区域」の2つに分け、「物集女西浄水場」「上植野浄水場」それぞれの浄水場で地下水を浄水処理し、京都府営水を混合した後、飲料水として各ご家庭に送っていました。

今回、施設の利用率向上や経費節減を目的に、物集女西浄水場の水を上植野浄水場へ送り、上植野浄水場での浄水機能を休止することにしたものです。

施設位置図及び給水区域図

